

大阪実業団バレーボール連盟規約

第 1 章 名 称

第1条 本連盟は大阪実業団バレーボール連盟「Osaka Volleyball Federation of Industries (略称: O. V. F. I)」と称する。

第 2 章 目 的

第2条 本連盟は大阪府内における実業団のバレーボール競技の統括機関としてバレーボールの普及・発展を図るとともに、相互の親睦および技術の向上に寄与することを目的とする。

2 本連盟は大阪府バレーボール協会、近畿実業団バレーボール連盟、日本実業団バレーボール連盟及び（公財）日本バレーボール協会の加盟団体としてこれに協力する。

第 3 章 組 織

第3条 本連盟は府内の実業団バレーボールチームおよび第2条第1項に規定する目的の遂行に賛同する者をもって組織する。

第4条 本連盟は事務所を府内に置く。

第 4 章 事 業

第5条 本連盟は第2条第1項に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 競技会の開催
- (2) 講習会および研修会の開催
- (3) 審判員、指導員の養成および役員の派遣
- (4) 加盟チーム相互間の親睦試合の斡旋
- (5) 第2条第2項に掲げる団体の行う事業への協力
- (6) その他必要な一切の事業

2 競技会の開催規定は別に定める。

3 本連盟の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 5 章 役 員

第6条 本連盟には次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名、(2) 副会長 若干名、(3) 顧 問 若干名、(4) 参 与 若干名、
- (5) 理事長 1名、(6) 副理事長 若干名、(7) 会 計 1名、(8) 常任理事 若干名、
- (9) 理事 若干名、(10) 委 員 若干名、(11) 監 事 2名

2 本連盟に名誉会長、名誉副会長を置くことができる。

第7条 第6条に定める役員の任期は2年とする。但し、再任することができる。役員（会長、副会長、顧問、参与、委員、監事を除く）は、満70歳をもって定年とする。ただし、任期期間中に定年年齢に達しても任期満了まではその職務を行う。

第8条 会長は総会で推薦する。

2 会長は本連盟を代表し会務を統括する。

3 会長は総会、理事会を招集し、この議長をつとめる。

4 会長は第30条に定める職員の任免をする。

第9条 副会長は総会で推薦する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第10条 理事は総会において推薦し、会長がこれを委嘱する。

第11条 常任理事は理事の互選により会長がこれを委嘱する。

第12条 委員は、会長（各委員長）の推薦により会長がこれを委嘱する。

2 委員は各委員会に属し、会務については助言または援助等を行う。

3 委員は会議において発言権及び議決権を有しない。

第13条 理事長は理事の中から理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

2 理事長は常務を処理執行する。

3 理事長は常任理事会を招集し、この議長をつとめる。

第14条 副理事長は理事の中から理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

第15条 会計は常任理事の中から理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

2 会計は本連盟の経理を処理執行する。

第16条 監事は総会において推薦し、会長がこれを委嘱する。

2 監事は会務を監査する。

3 監事は第19条に定める会議に出席して意見を述べるができるが議決権は有しない。

第17条 顧問はバレーボール界に功労のあった者または学識経験者の中より理事会の推薦によって会長がこれを委嘱する。

2 顧問は会長の諮問機関とする。

第18条 参与はバレーボール界に功労のあった者または学識経験者の中より理事会の推薦によって会長がこれを委嘱する。

2 参与は理事会の諮問機関とする。

第19条 役員の任期が満了となったときには、後任者が就任するまでの間は前任者がその職務を行う。

2 役員に欠員が生じたときは所定の手続きを経て補充し、会長がこれを委嘱する。

3 前項の場合において後任役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 6 章 会 議

第20条 本連盟に次の会議を置く。

(1) 総会、(2) 理事会、(3) 常任理事会

第21条 総会は第29条の規定により有効に登録されたチームをもって構成する。

2 総会は本連盟の基本方針を審議決定する。

3 総会は会長、副会長、理事、監事を推薦する。

第22条 総会は毎年1回定時にこれを開催する。

2 総会は3分の1以上の加盟チームの請求があったときには開催しなければならない。また会長が必要と認めるときはこれを開催することができる。

3 加盟チームおよび第6条に定める役員（顧問、参与を除く。）は総会に出席しなければならない。但し、この役員は議決権は有しない。

第23条 理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、会計、常任理事および理事をもって構成し、本連盟の業務を審議決定する。

第24条 理事会は原則として6ヶ月に1回開催する。

2 理事会は3分の1以上の理事の請求があったときは開催しなければならない。

第25条 常任理事会は理事長、副理事長、会計、常任理事をもって構成し、常務を審議決定する。

2 常任理事会は必要に応じて開催する。

第26条 会議は構成員総数の2分の1以上の出席がなければ成立しない。

第27条 会議の決定はその出席構成員の過半数の決議による。

2 賛否同数の場合は議長がこれを決める。

3 本規約の改正は総会において3分の2以上の承認を得なければならない。

第28条 すべての会議では、その構成員が止むを得ない理由により出席できない場合に限り、委任状の提出をもってその票決に参加したものとみなす。

第 7 章 委 員 会

第 29 条 本連盟の事業執行のため次の委員会を置くことができる。なお、本連盟事業遂行のため必要なその他の委員会の設置については、理事会の承認を得なければならない。

(1) 企画委員会、(2) 総務委員会、(3) 競技委員会、(4) 審判委員会、(5) 指導普及委員会、(6) リーグ部別編成委員会

2 各委員会の分掌規定は別に定める。

第 8 章 登 録

第 30 条 本連盟加盟チームは本連盟に登録しなければならない。

2 本連盟の登録手続は(公財)日本バレーボール協会および日本実業団バレーボール連盟の登録規定に準ずる。但し、複合チームの構成員となる者(3チーム以内に限る。)は、(公財)日本バレーボール協会加盟チーム登録届用紙の所定欄に、他に登録したチーム名を記載し届け出なければならない。

3 本連盟加盟チームは自動的に大阪府バレーボール協会、(公財)日本バレーボール協会、日本実業団バレーボール連盟および近畿実業団バレーボール連盟の登録チームとなる。

4 本連盟加盟チームに所属する選手及びスタッフは、(財)日本バレーボール協会の定めるところにより個人登録しなければならない。

第 30 条の 2 第 6 条第 1 項に定める役員(ただし、顧問、参与は除く。)及び本連盟所属審判員は、(財)日本バレーボール協会の定めるところにより個人登録しなければならない。

第 9 章 職 員

第 31 条 本連盟には有給職員を置くことができる。

2 職員は会長が任命しその給与額を決定する。職員の解任は会長がこれにあたる。

第 10 章 会 計

第 32 条 本連盟の経費は、加盟チームの会費およびその他の収入をもって充当する。

第 33 条 会費の金額は毎年総会において決定する。

第 34 条 本連盟に加盟するチームは毎年 5 月末日までに会費を納入するものとする。

第 35 条 本連盟の会計年度は毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

第 36 条 本連盟の予算並びに収支決算は監事の監査を終えた上、総会の承認を得なければならない。

第 37 条 会計は緊急必要のある場合は予算の範囲内において、会長の許可を経て支出をすることができる。この場合においては、その後において開催される総会の承認を得なければならない。

第 11 章 付 則

第 38 条 この規約は平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

昭和 31 年 4 月 1 日	制 定
昭和 36 年 3 月 8 日	一部改正
昭和 46 年 3 月 18 日	一部改正
昭和 60 年 3 月 26 日	一部改正
平成 2 年 3 月 22 日	全文改正
平成 12 年 3 月 23 日	一部改正
平成 15 年 3 月 27 日	一部改正
平成 19 年 3 月 26 日	一部改正
平成 21 年 3 月 26 日	一部改正
平成 23 年 4 月 1 日	一部改正
平成 31 年 3 月 29 日	一部改正